

家でもできるゼロカーボン ～3R実践編～

家でもできること

- 使い捨てのものを減らしたり、食べ残しをしない (Reduce)
- フリーマーケットを活用する (Reuse)
- ごみの分別を徹底する (Recycle)



得られる効果

- ごみとなるものを減らす (Reduce) ことで、ごみ処理のエネルギー消費量を削減
- 再利用 (Reuse) することで、ごみの発生や新たな資源の消費量が削減
- 分別されたものは再資源化 (Recycle) しやすく、新たな資源の消費量を削減
- 多めに買う必要がなくなったり、安く手に入ったりするので経済的

問い合わせ先：生活環境課 環境グループ ☎82-2265

空き家になったら定期的な点検を

法律では空き家の所有者などは、適切な管理を行う責任があると定められています。相続などで空き家を管理することになった場合は、月に1回程度、定期的に点検を行いましょう。

月に1回程度の定期的な点検を

① CHECK LIST

- 屋根・軒裏・外壁等が浮いたりはがれたりしていないか確認
- 1時間ほどすべての窓、収納扉を開放し換気扇を運転する
- 玄関や窓の立て付けの異常がないか確認
- ポストの中身の整理
- 給水・排水の不具合がないか、詰まりや臭いがないか確認



- 雨漏り、カビがないか確認
- 床が浮いたりはがれたり、傾きがないかなど確認
- 室内を簡単に掃除
- 玄関周り、敷地内を簡単に掃除
- 防臭・防虫のため1分ほど各蛇口を開き、排水口に水を流す
- 庭の草木が近隣に迷惑になっていないか確認し草刈りや庭木の手入れをする
- 冬は除雪。屋根からの落雪で近隣に迷惑をかけないように確認



特に大雨や地震のあとは雨漏り・水漏れがないか、建物の傷みがないかを必ず確認しましょう。

問い合わせ先：建設課 住宅・指導グループ ☎82-4215

相
談
問
い
合
わ
せ
先

町消費生活センター
生活環境課
町民生活グループ
☎82-2265

成人年齢

引き下げについて④

賃貸住宅の退去トラブル！

新生活に向け、引っ越しが増える季節です。成人すると賃貸住宅の契約も自分ができるようになりますが、この様な契約では退去時にトラブルが多く発生しています。トラブル回避のため契約時にしっかりと確認しましょう！

事例 アパート退去時に「原状回復費用」として高額な請求を受けた

借主は退去の際に原状回復義務を負います。賃貸借契約で原状回復とは「入居者の故意、過失や通常を超える使用等」により「すり減った・壊れたなどした部分」を復旧することを意味し「経年変化や通常の使用で生じた部分」は含まれません。



原状回復 = 入居前の状態に戻すことではありません！

国土交通省より原状回復についての具体的な考え方が示されています。(国土交通省HPに掲載：原状回復のガイドライン) トラブルの際はこれに基づき負担割合を話し合うのが原則ですが貸主と借主でお互いに合意し、法的要件を満たした特約がある場合はそれに従うことになります。

トラブル回避のポイントは契約前、入居前に！

■どの様な場合に原状回復義務が生じるのかを確認しておきましょう！

：原状回復のガイドライン：概要版はセンターでも用意があります

■入居者負担の例 落書き、床の傷、ペットのにおい、喫煙によるヤニ、においなど

■入居前の物件の状態を貸主立ち合いの下で確認！写真等で記録に残しましょう！

■契約する前に契約書面で契約内容(特に特約！)をしっかりと確認し、不明な点は充分な説明を求め納得してから契約しましょう。契約内容は書面に残し保管しましょう！

警察相談窓口 #9110 (24時間年中無休対応) / 消費者ホットライン 188 (最寄りのセンターに接続)

消費生活
豆
知識